

# 海岸保全施設個別施設計画

令和3年2月

福岡県 農林水産部 農村森林整備課

# 海岸保全施設個別施設計画

## 目次

第1章	概要	1
	(1) 対象施設の概要	
	(2) 対象施設の設定	
	(3) 対象施設の種別・工種	
	(4) 対象施設の現状	
	(5) 計画期間	
第2章	優先順位の考え方	3
	(1) 施設全体の健全度評価の指標	
	(2) 保全対象の重要度	
第3章	個別施設の状態	4
	(1) 堤防	
	(2) 樋門	
	(3) 陸閘	
第4章	対策の内容等	6
	(1) 対策の内容	
	(2) 対策の実施時期・対策費用	

## 第1章 概要

### (1) 施設の概要

海岸法第3条に基づき知事が指定した農林水産省農村振興局所管の海岸保全区域において、福岡県が管理する同法第2条に規定された海岸保全施設を対象とする。

また、同法第3条に基づく国土交通省水管理国土保全局所管の海岸保全区域にある小倉海岸において、福岡県が管理する農業利用を兼ねた樋門3箇所を対象とする。

### (2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、津波・高潮から背後農地を防護するための堤防や樋門・陸閘とする。

また、効率的・効果的な計画の実行のため、県が管理している農地海岸6区域及び小倉海岸に点在する3樋門を1区域として計7区域に設定する。

○地区別施設数

	三池第一海岸	三池第二海岸	昭代海岸	大和海岸	蓑島海岸	椎田海岸	小倉海岸	合計
堤防	4,192m	1,608m	3,429m	5,454m	1,343m	4,563m		20,589m
樋門	2箇所	1箇所		2箇所	1箇所	1箇所	3箇所	10箇所
陸閘	8箇所	1箇所	5箇所	2箇所	1箇所			17箇所

本計画策定時点で整備中の施設や、計画策定後に新たに整備された施設については、残りの計画期間や施設の点検サイクル等を勘案し、既に計画に位置づけられている施設の取扱いとの整合性に留意の上、適宜現行計画又は次期計画の対象施設として位置付けるものとする。

### (3) 対象施設の種別・工種

#### ① 堤防 20,589m



[堤防] 海側



[護岸] 陸側

② 樋門 10箇所 陸閘 17箇所



[樋 門]



[陸 閘]

(4) 対象施設の現状

海岸保全施設については、整備後30年以上経過する施設が全体の約40%となっており、今後ますます施設の老朽化が進行する状況にある。

(5) 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

## 第2章 優先順位の考え方

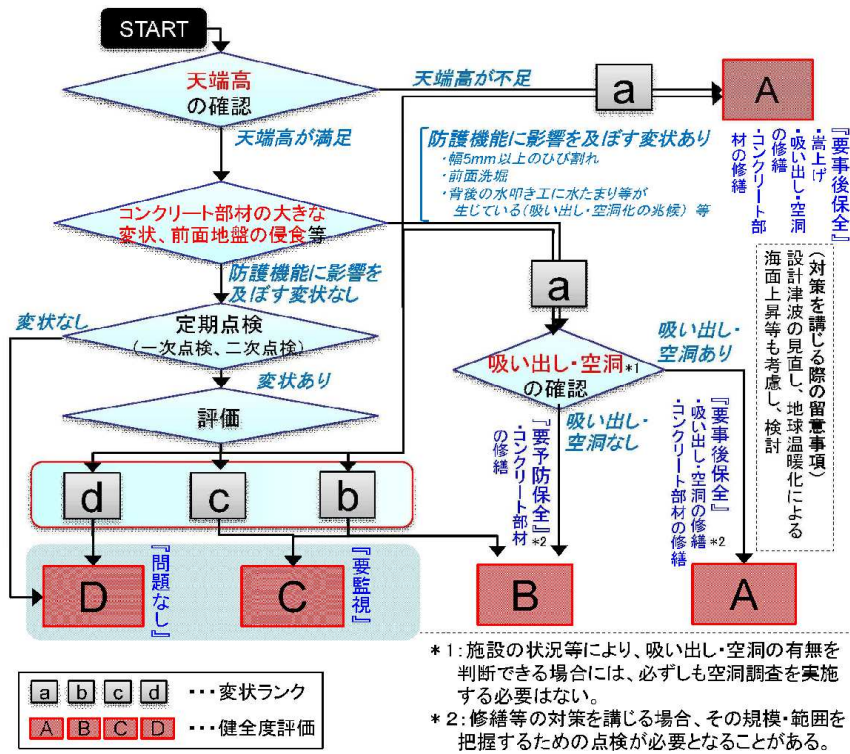
将来にわたって海岸保全施設を安全に利用してくため、①計画の作成・②点検・③健全度評価・④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、予防的な維持・補修を行っていくこととし、点検結果をもとに健全度を評価し、改修等の措置が必要と判断されたものから整備を進める。

### (1) 施設の健全度

点検において、施設の変状を4段階にランク分けし、堤防の空洞化や鋼構造物の腐食など改修の緊急性を勘案して健全度を評価する。評価の考え方は以下のとおりである。

施設の健全度の基準とフロー図

施設の健全度	説明	
	評価内容	評価基準
健全度 A	措置段階	機能に支障が生じており、補修または更新等の対策が必要な状態
健全度 B	予防保全段階	機能に支障は生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策をすることが望ましい状態
健全度 C	要監視段階	機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態
健全度 D	異常なし	異常なし



海岸保全施設維持管理マニュアル P.57 より

## (2) 優先度の設定

施設の健全度がそのまま優先度の判断材料となるため、優先度は以下のとおりとする。

対策の優先度の基準

対策の優先度	判断基準
優先度①	健全度A
優先度②	健全度B
優先度③	健全度C
優先度④	健全度D

## 第3章 個別施設の状態

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の対策優先度については、以下のとおりである。

### (1) 堤防

地区名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④	合計
三池第一海岸			4,192m		4,192m
三池第二海岸			1,608m		1,608m
昭代海岸			3,429m		3,429m
大和海岸			5,454m		5,454m
蓑島海岸	1,343m				1,343m
椎田海岸		3,872m	691m		4,563m
小倉海岸					
合計	1,343m	3,872m	15,374m		20,589m

(2) 樋門

地区名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④	合 計
三池第一海岸			2 箇所		2 箇所
三池第二海岸			1 箇所		1 箇所
昭代海岸					
大和海岸			2 箇所		2 箇所
葦島海岸				1 箇所	1 箇所
椎田海岸		1 箇所			1 箇所
小倉海岸		3 箇所			3 箇所
合 計		4 箇所	5 箇所	1 箇所	10 箇所

(3) 陸閘

地区名	優先度①	優先度②	優先度③	優先度④	合 計
三池第一海岸			8 箇所		8 箇所
三池第二海岸			1 箇所		1 箇所
昭代海岸			5 箇所		5 箇所
大和海岸			2 箇所		2 箇所
葦島海岸				1 箇所	1 箇所
椎田海岸					
小倉海岸					
合 計			16 箇所	1 箇所	17 箇所

## 第4章 対策の内容等

### (1) 対策の内容

点検・診断の結果、改修などの対策が必要な施設は、蓑島海岸と椎田海岸の堤防 5,215m、及び椎田海岸及び小倉海岸の樋門 4 箇所である。

主な対策として、堤防は、高さを確保するための天端被覆やコンクリートのひび割れを補修する表面被覆などを実施し、樋門は、ゲート及び躯体の更新や躯体のひび割れを補修する表面被覆などを実施する。

また、施設が老朽化している堤防 15,374m、樋門 5 箇所、陸閘 16 箇所について、定期的な維持修繕・点検を実施する。

#### ○対策が必要な施設数

区分	種類	三池第一海岸	三池第二海岸	昭代海岸	大和海岸	蓑島海岸	椎田海岸	小倉海岸	合計
改修	堤防					1,343m	3,872m		5,215m
	樋門						1箇所	3箇所	4箇所
維持	堤防	4,192m	1,608m	3,429m	5,454m		691m		15,374m
修繕	樋門	2箇所	1箇所		2箇所		※2	※2	5箇所
点検	陸閘	8箇所	1箇所	5箇所	2箇所				16箇所

※1 優先度①②は改修する計画とし、優先度③は点検等を行う。

※2 椎田海岸の樋門 1 箇所と小倉海岸の樋門 3 箇所は、優先度②のため、改修する計画としているが、このうち各 1 箇所は、優先度③と同様既設利用で対応可能な部分があるため、その部分については点検等も行う。

### (2) 対策の実施時期・対策費用

実施時期は、施設の健全度を総合的に判断し、以下のとおりとする。

(費用：百万円)

施設区分		実施期間				合計	
		R3 ~ R5		R6 ~ R8			
		施設数	費用	施設数	費用	施設数	費用
堤防	改修	3,431m	50	1,784m	26	5,215m	76
	点検	6,762m	128	8,612m	163	15,374m	291
樋門 陸閘	改修	2 箇所	48	3 箇所	550	4 箇所	598
	点検	22 箇所	112	23 箇所	122	23 箇所	234
計			338		861		1,199

※堤防は複数年で全体の改修や維持等を行うため、各実施期間の延長は対策費用をもとに按分。また、樋門・陸閘は 1 箇所の改修や点検等が複数年に及ぶため、実施期間の施設数は実施対象箇所数を記載。

※実際の子算や事業費等とは異なる。

また、計画期間内の改修・更新の予定は上表となるが、進捗状況により計画の見直しを行う。



海岸保全区域の位置図

